農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的規定の改正

この 法 律 0 目 的 に、 農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の制度の確立を加えるも

のとすること。

(第一条関係)

第二 農水産業協同組合貯金保険機構の業務の追加等

農水産業協同 .組合貯金保険機構 (以 下 「機構」という。) の業務の範囲に、 第四の二の特別監視その

他農林中央金庫の資産及び負債 の秩序ある処理に関する措置に係る業務を加えるものとすること。

(第三十四条関係)

機構は、 その業務を行うため必要があるときは、 農水産業協同組合に対し、 その業務又は財 産 \mathcal{O} 状況

に関し報告を求めることができるものとすること。

(第三十七条関係)

 \equiv 機構は、 農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置に係る業務については、 危機対応

勘定において整理するものとすること。

(第四十条の二関係)

第三 協定債権回収会社による資産の買取り

機構は、 第四の二の特別監視指定に係る農林中央金庫が保有する資産の買取りを行う旨の決定をする場

合に、 協定債 権回 収会社に対し、 機構に代わ って資産 \mathcal{O} 買取 りを行うことを委託することができるものと

すること。

(第七十七条関係)

第四 金融シ ステムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

一 措置の必要性の認定

主 一務大臣 は、 農林中央金庫について機構による二の特別監視及び農林中央金庫 の財務の状況 に照らし

必要に応じて行う十の資 金の貸付 け等又は十二の優先出資 の引受け等 (以 下 「特定措置」 という。 が

講ぜられなければ、 我 が 玉 \mathcal{O} 金 融 市 場そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 金 融 シ ステ ムの 著 L 7 混 乱が生ずるおそれがあ ると認 8

るときは、 金融危機 対応会議 (以 下 「会議」という。 の議を経て、 特定措置を講ずる必要が ある旨の

認定 (以 下 「特定認定」という。)を行うことができるものとすること。

(第百十条の二関係)

二 機構による特別監視

主務・ 大臣 は 特定認定を行ったときは、 直ちに、 農林中央金庫を、 その業務の遂行並 がに財産 産 の管理

及び処分の 機構による監視 (以 下 「特別監視」という。)をされる者として指定 (以 下 「特別) 監 視指定

という。)するものとし、 その業務の遂行並びに財産の管理及び処分に関して必要な措置を命ずるこ

とができるものとすること。

(第百十条の三関係)

三 機構による特別監視の第三者に対する委託

機 構 は、 特別監視指定があった場合において、 必要があるときは、 当該特別監視指定に係る監視の実

施 の全部又は一部を第三者に委託することができるものとすること。

(第百十条の四関係)

四 特別監視指定の取消し

主務大臣 は 特別監視指定について、 その必要がなくなったと認めるときは、 当該特別監視指定を取

り消さなければならないものとすること。

(第百十条の五関係)

五 特別監視の終了

機 構は、 特別監視指定の日から一年以内に、 農林中央金庫に対し、我が国の金融システムの著し い混

乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置その他関連する措置を講じさせることにより、 その特別

監視を終えるものとし、 やむを得ない場合には、 主務大臣 の承認を得て、 一年ごとに二回までを限り、

この期限を延長することができるものとすること。

(第百十条の六関係)

六 役員等の解任及び選任の特例

機構は、 裁判所の \mathcal{O} 許可 を得て、 特別監視指定に係る農林中央金庫の役員等の解任及び選任を行うこと

ができるものとすること。

(第百十条の七関係)

七 回収等停止要請

機構は、 特別監視指定に係る農林中央金庫の債権者である農水産業協同組合 (農林中央金庫の会員で

あるものに限る。) が債権の回収その他債権者としての権利の行使をすることにより、 農林中央金庫の

資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、 当該農水産業協 同 組 合に

対し、 我が 玉 \mathcal{O} 金融システ 7 の 著 L 7 混乱が生ずるおそれ · を 回 避するために必要な措 置 が が講じら れ るま

での間、 当該権利の行使をしないことの要請をしなければならないものとすること。

(第百十条の八関係)

八 破産手続開始の申立て等に係る主務大臣の意見等

主務大臣 は、 特別監視指定に係る農林中央金庫に対し破産手続開始等の申立てが行わ れたときは、 当

該 「申立てについての決定がなされる前に、 裁判所に対し、 農林中央金庫の資産及び負債 の秩序ある処理

に関する措置が講じられている旨等の陳述をし、 当該決定の時期等について意見を述べることができる

ものとすること。

(第百十条の九関係)

九 資産の国内保有

主務大臣 は 特定認定に係る農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するため必要

が あると認めるときは、その必要の限度において、 農林中央金庫に対し、 その資産を国内において保有

することを命ずることができるものとすること。

(第百十条の十関係)

十 機構による資金の貸付け等

機 構 は、 特定認定に係る農林中央金庫から、 我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれ を回

避するために必要な資金の貸付け又は債務の保証 (以 下 「資金の貸付け等」という。)の申込みを受け

た場合において、必要があると認めるときは、 その必要の限度において、資金の貸付け等を行う旨の決

定をすることができるものとすること。

(第百十条の十二関係)

十一 自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等

特定認定に係る農林中央金庫は、 十二の優先出資の引受け等の申込みを行わないときは、 主務大臣に

対し、 特定措置に係る優先出資の引受け等以外の方法による自己資本の充実のための措置を定めた計画

を提出しなければならないものとすること。

(第百十条の十三関係)

十二 優先出資の引受け等の決定等

特定認定に係る農林中 央金庫と機構が、 農林中央金庫の自己資本の充実のために優先出資の引受け等

 \mathcal{O} 決定を求めた場合には、 主務大臣は、 定の要件に該当する場合に限り、 優先出資の引受け等を行う

べき旨の決定をするものとすること。

(第百十条の十四関係)

十三 特定負担金の納付等

(-)農林 中 央 (金庫 等 (農 林 中央 金庫 又はその会員である農水産 **産業協同** 組 合をいう。 以下同じ。) は、 機

構 の危機 対応業務 (特定認定に係る農林中央金庫に係るものに限る。) の実施に要した費用 に充てる

ため、 機構に対し、 特定負担金を納付しなければならないものとすること。 (第百十条の十 七 関係)

(__) 政府 は、 特定負担 担 金 のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、 農林中-央金庫等 \mathcal{O} 財 務 \mathcal{O}

状況を著 L く悪化させ、 我が 玉 \mathcal{O} 金融 市場そ 0 他 \mathcal{O} 金融 システ Ĺ の著 L 7 混 乱 が 生ずるおそ れ が あ る

と認 められるときに限り、 機構 に 対し、 当該業務に要する費用の一 部を補助することができるものと

(第百九条関係)

第五 雑則

機 構 は、 特別監視指定に係る農林中央金庫が保有する資産 の買取りを行うことができるものとするこ

ح °

(第百十二条の二関係)

主務大臣は、 特定認定等を行う場合においては、 会議の議を経て、特定認定等に係る農林中央金庫に

ついて、 特定認定等に関連する措置が講じられたことを理由とする契約の解除等を定めた条項は、 我が

国の金融システムの著しい 混乱が生ずるおそれを回避するために必要な範囲におい て、 必要な措置 が 講

じられるために必要な期間として主務大臣が定めた期間中は、 その効力を有しないこととする決定を行

うことができるものとすること。

(第百十八条の三 一関係)

三 主務大臣は、 農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理の円滑な実施の確保を図るために必要な措

置 が 講じられていないと認めるときは、 農林中央金庫に対し、 その必要の限度において、 当該措置を講

ずるよう命ずることができるものとすること。

(第百十八条の 兀 [関係)

兀 機構は、 農水産業協同組合に対し、 自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措 置の実

施に関し必要な指導及び助言を行うものとすること。

(第百十八条の五関係)

第六 罰則

五.

その他所要の措置を講ずるものとすること。

(第百十八条の六及び第百十九条関係)

農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置に係る所要の罰則を整備するものとするこ

(第百二十三条の二から第百二十六条まで及び第百二十八条から第百三十二条まで関係)

第七 附則

<u>ک</u> 。

この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

(附則第一項関係)

二 この法律の施行に関し、 関係法律の規定の整備を行うものとすること。 (附則第二項関係)